○国土交通省告示第八百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

十二所谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県長岡郡本山町本山

字宮ノ谷　二四二番　一号

二四三番　六号

字冨山　二四八番　四号及び五号

字中山　二〇一六番　三号

字東山　二〇二二番二　二号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

三崎谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第七百十五号で指定した土地の区域を除く。）

高知県安芸郡東洋町野根

字古土居　丙一一三五番三　一号

丙一一二九番地先道路敷　二号

丙一一二二番イ地先道路敷　三号

丙一一二三番一　四号

丙一一二五番ニ　十号

丙一一二六番　十一号

丙一一三六番一　十二号

字三崎　丙二九六五番二　五号

丙二九六六五番一　六号

丙二九六六六番　七号及び八号

丙二九七四番一　九号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒鳥谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和五十年建設省告示第八百六号で指定した土地の区域を除く。）

高知県安芸郡東洋町野根

字山下　一〇九二番から一〇九四番まで

一〇九七番から一〇九九番まで

一一〇五番から一一〇八番まで

一一一四番

一一一六番及び一一一七番

一一二七番から一一三六番まで

一一三七番一及び一一三七番二

一一三八番から一一五〇番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和五十年建設省告示第八百六号で指定した土地の区域を除く。）

高知県安芸市西浜

字梅ノ木田　六〇二番一　一号から三号まで

六〇三番一　十一号から十三号まで

字イヤガ谷　六〇五番一　四号

六〇六番一　五号から七号まで

六〇六番二　八号

六〇四番一　十号

高知県安芸市黒鳥

字寺谷　一一一八番　九号

○国土交通省告示第八百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大岩川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を昭和四十七年建設省告示第二千号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県中新川郡上市町

桧谷字天池　八四番　一号

九三番　十二号

九七番三　十三号

大松字名ケ平　八九番　二号

三七番　十一号

桧谷字茗ケ平　二番二　三号

一番　四号

桧谷字向山　一九番　五号

二二番一　六号

二三番二　七号

二七番一　八号及び九号

二七番三　十号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平田

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県高岡市伏木矢田

字平田　五三八番　一号及び十号

字場所　一二番一　二号

一二番二　三号

二三番　四号

一六番　五号

一五番　六号

一四番　七号

一三番　八号

字七ツ尾　一番　九号

○国土交通省告示第八百八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中ノ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十二年建設省告示第千三百二十二号で指定した同号十一に掲げる土地の区域を除く。）

栃木県日光市上栗山

字三沢原　八三八番七　一号から五十七号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

深沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年建設省告示第四百十一号で指定した土地の区域を除く。）

群馬県みどり市大間々町上神梅

六六九番二　一号から七号まで

六六九番六　八号から十一号まで

六六九番五　十三号及び十四号

六六九番五地先道路敷　十二号

六六八番三　十五号から十九号まで

六六八番三地先水路敷　二十号から二十八号まで

群馬県桐生市黒保根町宿廻

字油畑　一一四七番五　二十九号

一一四六番二　三十号及び三十一号

一一一八番五　三十二号から三十五号まで

乙一八六番　三十六号及び三十七号

一八七番　三十八号から四十号まで

一一一一番五　四十一号

一一一八番一　四十二号及び四十三号

一一一八番二　四十四号から四十六号まで

一一一八番六　四十七号及び四十八号

一一一八番五　四十九号及び五十号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堀の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を平成二十二年国土交通省告示第七百五十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域